

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

第 2 回 廿 日 市 市 議 会 追 加 議 案 説 明 書
(第 2 回 定 例 会)

廿 日 市 市

(報告第 15 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(消 防 本 部)

1 専決処分した理由

平成 26 年 5 月 15 日 廿日市市消防団 廿日市分団の団員が、消防訓練現場に向かうため、消防車で 廿日市市 廿日市二丁目地内の県道 廿日市停車場線を進行中、同車に積載していた水防訓練用の竹が道路沿いの店舗の看板に接触し、同看板に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 157,788 円

債 権 者 廿日市市 廿日市二丁目 4 番 23 号

株式会社 山中商店

代表取締役 山 中 紀恵子

3 専決処分年月日

平成 26 年 6 月 10 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 4 号 1 件 50 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を

決定すること。

5 参照法令

民法

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

